

**東京大学（海洋研）総合研究棟施設整備等事業
実施方針に関する質問回答**

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ア -	イ -	
1		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	ア					国内外的な最先端の海洋研究 機関で、貴大学が目指す最先端 の海洋研究機関について具体 的にご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/info/forcolleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
2		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	ア					「絶えず最高の研究環境を提供 できる研究教育機能を持つこ と」とありますが、今後海洋研 究が進む最先端の方向性につ いてご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.ori.u-tokyo.ac.jp/info/forcolleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
3		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	イ					貴大学が現在想定している、教 員と学生と職員の交流の場の 活用方法を具体的にご教示く ださい。	要求水準書等を参照してくだ さい。
4		本事業計画 地面積	3		6	4	2						本事業計画地面積 8300 m ² とあ りますが、敷地の正確な寸法の わかるデータあるいは図面を いただけますでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
5		周辺家屋影 響調査等	3		6	4	3	ア	5				周辺家屋影響調査・対策業務及 びその関連業務には、電波障害 調査やその対策業務等を含む 可能性がありますか。	事業の範囲には、「施設整備に 係る電波障害調査・対策業務及 びその関連業務」は含まれませ ん。
6		入札参加者 の構成要件	5		8	1	1	イ					構成員は選定事業者から直接 業務を受託する必要がありま すでしょうか。	お考えのとおりです。構成員 は選定事業者から直接業務を 受託し、かつ、選定事業者に出 資する必要があります。なお、 協力会社は選定事業者から直 接業務を受託する必要はあり ませんが、選定事業者に出資す る必要はありません。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答		
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ア -	イ -
8		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績について、平成9年度以降に業務完了していれば、平成9年度より前に従事を開始していてもよい、と考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
9		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績については、元請でなくてもよいということでしょうか。	お考えのとおりですが、当該担当者は相当程度の責任をもって業務に従事した者(管理技術者又は管理技術者の下で各担当業務における担当技術者を総括する役割を担った者)である必要があります。
10		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の各担当業務が完了したとは(平成9年度以降で、かつ)競争参加資格確認の基準日(参加表明書等の提出期限日、つまり2007年8月10日)までに業務が完了することと考えるのでしょうか。あるいは入札公告日(2007年6月12日)までに業務が完了したと考えるのでしょうか。	設計担当者の設計実績は、競争参加資格確認の基準日までに完了しているものとしてください。
11		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計各技術者の実績については、一物件につき、基本設計・実施設計の両方の実績を実施し、完了したことが必要なのでしょうか。	お考えのとおりです。
12		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の管理技術者と主任担当技術者についても兼務することができると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
13		設計に当たる者の資格要件	7		8	1	3	ア	5			設計の管理技術者及び主任担当技術者についても、工事監理者と同様に「競争参加資格確認申請書の提出時において、専任で配置する者を決定できない場合は、複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出しても良い【<様式10>欄外下2注記】」と考えてよろしいでしょうか。	設計担当者(管理技術者及び主任担当技術者)については、競争参加資格確認申請書の提出時に専任で配置する者を決定してください。複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することはできません。
14		建設に当たる者の資格	8		8	1	3	イ	3			「(建築一式工事における実績を含む。...)」とありますが、こ	ご質問の後段のとおりです。電気工事及び管工事のための

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類	頁 1 (1)		
	契約書類	頁 章条 項		

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										えてよろしいでしょうか。	

2) 入札保証金
 履行保証保険にかわり、金融機関による保証や保証会社による保証も許容されますでしょうか。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
											柏地区キャンパス構内とは限りません。
33	<別紙> サービス購入費の構成	31	別	2	1					建物の登記費用は大学負担ということで、よろしいでしょうか。(「施設整備費相当 その他の費用」には含まないとの理解でよろしいでしょうか。)	お考えのとおり登記費用(登録免許税)は大学の負担としますが、大学が建物の登記を行う場合には、事業契約書(案)第 36 条及び同別紙 8 に規定されている協力が必要となります。
34	<別紙> 入札金額等の算出方法及びサービス購入費の支払方法等	31	別	2	1					明らかに維持管理側の過失が無い、または経年劣化ではない修繕についての負担は、大学側の負担との解釈で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。事業契約書(案)第 57 条を参照してください。
35	<別紙> 施設整備費相当の支払 手続	33	別	2	2	2	ア			施設整備費相当の支払日について、本施設の所有権の移転日が平成 22 年 3 月 1 日から変更した場合も、選定事業者は変更後の日から 30 日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求を受けた日の翌月 25 日にお支払をするというでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36	<別紙> 維持管理費相当の支払 手続	33	別	2	2	2	ウ			「減額後サービス購入費の支払額を選定事業者に速やかに通知する」とありますが、減額されるされないに関わらず、業務報告書受領後何日以内に通知されるのか明示していただけますでしょうか。	業務報告書の受領後 7 日以内に選定事業者に対して当該月の減額ポイントを知ることとしており、当該 6 か月間(平成 22 年 11 月支払分の第 1 回目のみ 7 か月間)の減額ポイントに基づく維持管理費相当のサービス購入費の減額率及び減額後のサービス購入費の支払額は計算によって求められるものであり、大学の決裁等を経て選定事業者に速やか(減額ポイントの通知後遅くとも 4 から 5 日以内)に通知するものとします。
37	入札参加者等を特定できる記載の禁止について	3		3						入札参加者を特定できる記載の禁止は、正本、副本に係わらず共通事項と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
38	提出書類の	3		4	1					ローマ数字(小文字)となって	「ローマ数字(小文字)となって

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										<p>いる項目への記載を行うこととありますが、提案書様式の枠外等にローマ数字(小文字)記載内容について記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、記載が必要な場合に提案書書面内の記載場所をご教示ください。</p>	<p>いる項目への記載は、必ず当該項目に基づいてください。」とは、提案書本文のサブタイトルとして「ローマ数字(小文字)となっている項目(簡略化は可)を記載し、その後段に提案内容を記載してください」という意味です。当該項目を様式の枠外に記載する必要はありません。をUY</p>

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類	頁 1 (1) 1) 7 乃目 " 介文并7		
	契約書類	頁 章条 項号 -		

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -	
48		<様式 35> 長期事業収 支計画表 (損益計算 書)	51	様	35								単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位であれば、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
49		<様式 36> 長期事業収 支計画表 (資金収支 計算書等)	52	様	36								単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位で、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということによろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
50		<様式 42> 施設計画/a 創造性(空 間の魅力)	59	様	42								貴大学が想定される、海洋研らしい機能について具体的にご教示下さい。	入札参加者の提案によるものとします。なお、要求水準書 16 頁の「4) 内外装デザインの基本コンセプト」についても参照してください。
51		<様式 55-8> F 保守管理 費内訳	30	様	55	8							区分 ~ を任意に変更することは可能ですか(例えば、電気設備、空調設備、熱源設備等)。また、区分の「機器設備」とはどのような設備を指しますか。	様式 55-8 の区分は変更しないでください。なお、各区分の内容等については、様式集(LCC)1 頁の「A 初期設備費の構成」などを参照してください。
52		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1								本研究所では、物理学・化学・地学・生物学・生物資源学の研究を進めてきたとありますが、前述以外の他学に研究が及び場合、貴大学が想定される学科をご教示ください。	新たに研究対象となる学科について、現段階での具体的な想定はありません。
53		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1								総合研究棟に近接して整備を予定されている、観測機器・試料保管棟の柏キャンパス内での配置、規模、具体的保管機器類等をご教示ください。	観測機器・試料保管棟の配置は、要求水準書資料 3 の「観測機器・試料保管棟用地」のエリア内とし、現段階での想定規模等は、延べ面積 1,500 m ² ・2 階建としています。
54		先端的・学 際的研究の 推進	3		2	1							研究促進の基本単位となる各部門・各センターがまとまりのある配置とありますが、各部門・各センターの相関関係や建物内での各居室の隣接・近接関係をご教示下さい。	要求水準書資料 18 の「参考プラン」を参照してください。
55		共同利用研 究所として の使命の実	3		2	2							研究者の有機的な交流を促す施設とありますが、貴大学が想定する有機的な交流について	要求水準書 5 頁の大学が本施設において重視している計画項目に関する説明の第二項、同

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		現								具体的にご教示下さい。	14 頁の「6)学融合の促進と居住性の向上」などを参照してください。

56 参考プラン
と参考外観
イメージを
提示する趣
旨

『(1)国内のみならず国際的な最先端...』では、運営に必要なエネルギーコストを削減することとありますが、最先端で最高の研究環境を提供することは、環境に配慮した省エネルギー提案と考えよろしいでしょうか。

お考えのような意図ではなく、研究教育のための高い期お考えのイ
斜とと×き 鵠饋ア才鴉榆 考最見ま

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
											かになっている(確定している)適用基準、又は軽微(軽易)なものについては、この限りではありません。
61		適用基準等	7		3					遵守すべき(1)~(6)の法規制以外に、本計画建物に該当する貴大学関係規則等を後日HP上で公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
62		東京大学規定類	8		3	6				東京大学柏地区危害予防規定、東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程、東京大学海王研究所放射線障害予防規程、東京大学環境安全指針は後日HP上にて公表頂けると考えてよろしいでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
63		東京大学の規定類	8		3	6	1 2 3 4			東京大学の規定類の入手方法を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
64		東京大学の規定類	8		3	6	1 2 3 4			1)東京大学柏地区危害予防規程、2)東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程、3)東京大学海洋研究所放射線障害予防規程、4)東京大学環境安全指針の開示をお願いします。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。
65		インフラ整備状況(電気)	8		4	8	2			高圧饋電盤1面増設となっていますが、詳細な工事内容が分かるような既存高圧盤の図面仕様書等を開示してください。また、既存設備製造会社を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。

66 インフラ整備状況(電気) 8 4 8 2

既存施設内の高圧盤増設スペースや配線ルート、区画貫通などの工事内容を確認するため、先端生命科学研究所棟、既設共同溝の必要部分の図面仕様書を開示してください。

本質問回答の公表と同日付で、閲覧資料を用意しています。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	1 章	(1) 条	(1) 項	ア 号	-	-		

備 状 況 (電
気)

既存施設に何らかの対策が必要
な場合、その対策実施と費用
は本事業の範囲外と考えるよ
ろしいでしょうか。本事業範業の範囲外と考 門2勿塾 毎問抗慮

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		窒素タンク 施設									<p>すること」とありますが、高圧ガス保安法にある製造者の届出及び保安監督者の選任等については記載してございません。大学側で行うものと考えてよろしいのでしょうか？</p> <p>等は大学で行うものとしませんが、届出等に必要書類の作成は、本事業における事業者の業務範囲とします。事業契約書(案)第7条を参照してください。</p>

77 自動液体窒素移送システム 11 5 4 2 ウ

自動液体窒素移送システムについて、詳細ご教示下さい。
 柏キャンパスの他のシステムと相互に乗り入れが可能なシステムとあり、それが可能かどうかを教えてください。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	1 章	(1) 条	(1) 項	ア 号	-	-			a -
		ム)									教示下さい。	い。なお、本施設の各室に備える計量システムの想定機種はありません。コスト意識が誘導されるようなご提案を期待します。

84 エネルギーの縮減(計量システム) 13 6 16p 藤涌ボ后M鉸貞 翟内 抜ボ后M鉸俐抜

機種はエネルギー
ありません。コスト
削減を期待します。

	質問項目・記載位置		
--	-----------	--	--

番号	書類	質問項目・記載位置		
	変氣舌 襖 嬰 一般書類	丟 滓 鎗 書類 丟 設 莨 囊 % 載 /		

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類	頁 1 (1) 1)		
	契約書類	頁 章条項 并1)		

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	1 章	(1) 条	(1) 項	ア 号	-	-		

す。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			a -
		ス)									みBOX(給水・排水・都市ガス一体型)を適宜設け...」とありますが、要求水準書(資料)の実験室等の項を拝見しますと、事務室系、電算機系室のOA床またはFA床以外は特に二重床の表記はなく、塗床材またはビニルシート仕上げが標準的に掲げられています。これは、「防水性を有する塗床材を指定する室以外は、二重床(フリーアクセス)が望ましく、それらを機能性ビニルシート系仕上げとする、出来ない場合は床直仕上げとして設備を埋め込む」と解するのでしょうか、あるいは「設備配管部分のみトレンチ形式でFA床が望ましい、大半は資料に倣い、こて仕上げのうえ、所定の床仕上げでよい」と解するのでしょうか、ご教示ください。	ださい。
130	機械設備 (空調設備)	27	6	5	4	イ	1	c		各室単位での温湿度整合が出来るシステムとありますが、湿度コントロールが全室対応と考えてよろしいでしょうか。	湿度に関する特記がない一般的な部屋については、その湿度については成り行きとします。	
131	空調設備 (空調能力)	27	6	5	4	イ	1	d		換気に伴う外気導入量を十分考慮し、...空調機能力等の仕様を決定となっており、別表2で給気は送風機+フィルタユニットとなっている室がありますが、直接給気は室内で完全混合と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
132	換気方式 (実験用排気装置)	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置1台に対し、スクラバー1台となっていますが、同室同系統等の条件によれば、スクラバーを集約化することはできませんでしょうか。	スクラバーを集約することはできません。	
133	換気方式 (実験用排気装置)	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置1台に対し、給気ファン1台と外気処理空調機1台を設置するように読めますが、どちらか1台でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。	
134	機械設備	28	6	5	4	イ	2	b		排気装置は別表3に記載され	前段についてはご質問のとおり	

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
										と考えるよろしいでしょうか。	

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答			
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			エ -	オ -	
154		多目的ラウンジ	36		7	1	3	イ	2				飲食店の厨房器具は事業者工事に含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
155		荷物積込場及びエプロン	37		7	1	3	オ	5				荷物積込場との間にガラスの間仕切りとありますが、資料18では記入されていないように見受けられます。意図としては、資料18の1階プラン、展示という文字左側の点線あたりと考えてよろしいでしょうか。そして「開放」の程度は部分的ではなく、全開に近いものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
156		講堂(床部分)	37		7	1	3	カ	3				～階段床部分と平土間部分とありますが、こちらのイメージとずれがあるといけないので、それぞれの語をもう少し詳しく解説いただけますでしょうか。また、固定椅子・机にはマイク等の設備の設置はお考えでしょうか。	階段床部分とは、階段状の床に座席が設置してある部分のことです。平土間部分とは、平らな床に座席が設置してある部分のことです。設備については、要求水準書のとおりです。
157		講堂(音響特性)	37		7	1	3	カ	10				講堂の音響性能に関し「講義と音楽の両方に対応できるよう、簡便な残響可変ができること」とありますが、これは両方の利用目的を想定した性能を備えたうえで、「大掛かりではない範囲で残響可変を考える」という意味と捉えてよろしいでしょうか、あるいは具体的な音響目標数値や残響可変目標値がありましたらご教示ください。	お考えのとおりです。音響性能として、大掛かりな装置や設備を整備するのではなく、簡便な装置や設備の整備をもって残響可変を考えるという意味です。

番	質問項目・記載位置		
---	-----------	--	--

番 号	書 類	質問項目・記載位置				質問内容	回 答
		頁	1	(1)	1) 7 a		
	一般書類						
	契約書類						

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	1 章	(1) 条	(1) 項	ア 号	-	-		

り、行った場合には、提出図書
に含める」という意味でしょう

	目・記載位置		
--	--------	--	--

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答		
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	ア -			a -	a -
182		作業従事者の要件等	48		4	1						「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、R I施設の負圧空調管理するために必要と考えられる排風機等及びR I施設に付属する設備の保守も大学側の業務に含むと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
183		作業従事者の要件等	48		4	1						「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、電離放射線障害防止規則にあるR I施設の作業環境測定に関しても、大学側の業務に含むものと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
184		作業従事者の要件等	48		4	1						「R I施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、クリーンルームにおける清浄度管理とは、清浄度管理するために必要と考えられる空調機等及びに付属する設備の保守も大学側の業務に含むと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
185		設備保守管理業務の対象	48		4	1						R I設備および海水設備の維持管理業務要求水準(業務範囲)についてご教示ください。	R I設備及び海水を扱う設備の維持管理は、本事業における事業者の業務範囲外とします。
186		設備保守管理業務(要求水準)	48		4	2	3					「保全業務標準仕様書」に該当するものは基づき保守・点検を行うこととありますが、具体的な点検内容や回数は、事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
187		設備保守管理業務(要求水準)	48		4	2	3					『保全業務標準仕様書(文部科学省大臣官房文教施設部)』に基づく保守・点検とありますが、周期などは参考とすることで、要求水準を満たされれば周期などは変更が可能と理解し	お考えのとおりです。

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類	頁 1 (1) 1) 7		
	契約書類	頁 章 条 項 号 -		

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -			
203		評価項目及 び評価基準	4		4	2	1				専任で配置する技術者の設計実績が本事業に活用できる事項とは、設計施設内容が本事業に類似していることであり、R I 実験施設以上を持つ研究施設と考えてよろしいでしょうか。	専任で配置する管理技術者及び主任担当技術者の設計実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書 8(1)3)ア の a・b を満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。
204		評価項目及 び評価基準	5		4	2	1				施工にあたる者がその施工実績が本事業に活用できる事項とは、施工施設内容が本事業に類似していることであり、R I 実験施設以上を持つ研究施設と考えてよろしいでしょうか。	建設に当たる者の施工実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書 8(1)3)イ の a・b を満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。

9 に V 備乗祥井に V 齒索 í 兆 底魷鼻 克蚊 翟 亦草 聶柳倬断で選

205 <第 8 条>
事業契約不
調の場合の
処理 2 8

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	a -		
											...」も記載により明らかです。
207		<第1条> 定義	3	1	1					「本契約」には、事業契約書(案)に関する第1回及び第2回質問回答書の内容が含まれると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に関する質問について、お考えのとおりですが、「本契約」には「第1回及び第2回質問回答書(事業契約書(案)に関する質問に限る。)」のうち、「本契約」に反映させるのが適当なものについては、これを反映させることに留意してください。
208		<第8条> (履行保証金)	5	2	8					履行保証保険契約の締結は必須条件でしょうか。必須条件ではないとした場合、代替として、同等の保証内容を備える保証方法について事業者側で検討することは可能でしょうか。	事業契約書(案)第8条の「履行保証保険契約の締結」は、必須の事項です。
209		<第8条> 履行保証金	5	2	8	1				履行保証保険にかわり、金融機関による保証や保証会社による保証も許容されますでしょうか。	履行保証保険契約としてください。
210		<第8条> 履行保証金	5	2	8	1 2 3 4				履行保証保険と同等の内容であれば、金融機関や保証事業会社の保証でも差し支えないでしょうか。	履行保証保険契約としてください。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	イ -			ウ -
214		<第 14 条> 設計の完了	8	3	14	4					事業者が提出する工事費内訳 明細書等は大学及び事業者を 拘束するものではないとあり ますが、どのような意味でし ょうか。	事業契約書(案)第 14 条第 4 項 の「拘束するものではない」と は、各項目間での調整(入り繰 り)を認めるとともに、事業契 約の各条項に基づく増加費用 等の算出に当たっては、参考と して取り扱うという趣旨で す。
215		<第 18 条> 第三者への 委託等	9	4	18	2					「第 1 項に記載する者以外の 者」とは、事業者から直接工事 を請負う者を指し、事業者が直 接工事を請負わせる者から工 事の下請けをする者は含まれ ないとの理解でよろしいでし ょうか。	お考えのとおりです。
216		<第 20 条> 建設場所の 管理	9	4	20	3					大学の責めに帰すべき事由に より追加の費用が発生した場 合は大学がその費用を負担す るということによろしいでし ょうか。	お考えのとおりですが、建設場 所の管理は事業者が行うもの であり、ご質問のようなケース は生じないものと考えていま す。
217		<第 21 条> 建設に伴う 各種調査	10	4	21	5					事業者の責めに帰すべき事由 によらない土壌汚染の処理費 用等については、平成 19 年 4 月 9 日付け「東京大学(海洋研) 総合研究棟施設整備等事業実 施方針」P21 添付資料 1 リスク 分担表(案) 20 に基づき、大 学の負担と考えてよろしいで しょうか。	ご質問の土壌汚染は、事業契約 書(案)第 12 条第 2 項の「本件 土地の瑕疵」又は第 21 条第 5 項の「通常予期し得ない地中障 害物」に相当するものとし、そ の費用については第 12 第 3 項 によるものとします。
218		<第 22 条> 本件施設の 建設に伴う 近隣対策等	10	4	22						近隣対策に関して、事業内容及 び事業に関する説明は大学が 行い、工事に関する説明は事 業者が行うという理解でよろ しいでしょうか。	原則として、お考えのとおりで す。
219		<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2					実施方針に方針に関する質問 回答 123 において、「引越し 作業に関する事業者の業務範 囲については、入札説明書等 で具体的に提示する」とあり ますが、事業契約書(案)第 23 条第 2 項に定めるスケジュール の調整等の大学が別途発注す る備品の搬入への協力以外に はないと理解してよろしいで しょうか。	原則としてお考えのとおりで すが、事業契約書(案)第 23 条 第 2 項の「大学が別途発注す る備品の搬入作業」には、現海 洋研究所から移設する備品を 含むとともに、当該備品の据 付けについても含まれるもの とします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答				
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -	a -		
220		<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2								備品の搬入により、事業者の協力の合理的範囲を超えて事業者に追加費用及び損害は発生した場合には、その追加費用及び損害は大学が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	追加費用及び損害の帰責事由とともに、大学と事業者との協議によるものとします。
221		<第 25 条> 大学による 中間確認及び 建設現場立 会い等	11	4	25	2								「最大限の協力」とありますが、事業者は合理的に可能な範囲で「最大限の協力」を行えば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
222		<第 27 条> 大学による 本件施設の 完成確認	12	4	27	1								「事業者による前条の完成検査の終了後、本件施設の引渡しに先立ち、以下の方法により施設ごとに完成確認を実施する」とありますが、完成確認は、事業者による完成検査後遅滞なく行われると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
223		<第 29 条> 大学による 本件施設の 維持管理業 務体制確認	12	4	29									「大学は、本件施設の引渡しに先立ち、要求水準書との整合性の確認のため、本件施設の維持管理業務の実施体制の確認を行うものとする。」とありますが、当該確認は、事業者による通知の後、遅滞なく行われると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
224		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	1							「合理的な範囲」とは、具体的にどのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因果関係の範囲内で生じたと認められる増加又は追加費用を想定していますが、具体的には個別的に定めます。
225		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	3							「合理的な範囲」とは、具体的にどのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因果関係の範囲内で生じたと認められる増加又は追加費用を想定していますが、具体的には個別的に定めます
226		<第 34 条> 建設工事中 に事業者が 第三者に及 ぼした損害	13	4	34	2								工事の施工に伴い通常避けることができない理由により生じた損害に関しては、東京大学工事請負契約要領別記第 1 号工事請負契約基準第 28 第 2 項と同様に、発注者の負担として	原案のとおりとします。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	ア -			a -
											され、第 10 章が適応されるのではないのでしょうか。	

234

¥声葬自重嘱

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
											及び範囲については、以上の趣旨を踏まえた上での入札参加者の提案によるものとします。
238		<第 50 条> 支援業務等	17	5	50	2					「調査・検討・提言」の具体的な内容、範囲を明示していただけますでしょうか。 本事業では、施設の維持管理・運営に伴うコストの削減(省力化、省修繕化、省エネルギー化等)を重要視しており、入札参加者の積極的な提案を期待しているところです。また、それらの提案を具体的かつ有効なものとするためには、維持管理の段階における専門的な立場からの定期的な支援、調査・検討、提言が必要と考えています。事業契約書(案)第 50 条の「支援業務等」の具体的な内容及び範囲については、以上の趣旨を踏まえた上での入札参加者の提案によるものとします。

「第 1 項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接業務を受託するものを除く

239 <第 52 条>
第三者による実施 18 5 52 2

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類			

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		修繕								は、…」の具体的な修繕内容をご教示下さい。	修繕を行う場合」とは、当該修繕及び修繕の結果が、海洋研究所の研究教育活動に直接的に影響を与えるものを想定していますが、これに限るものではありません。
248		<第 63 条> 契約期間満了時の検査	20	7	63	2				「検査において事業者が修繕又は補修等をすべき箇所が発見された場合、」とありますが、建物を長期間使用する上での通常の劣化、汚れ、褪色等はこの箇所に含まれないと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
249		<第 64 条> 契約の早期終了	21	7	64	1	3			「12,500,000 円」の金額基準の設定の理由を教えてくださいませんか。	大学が事業者に支払う維持管理費相当のおおむね 1 回分の金額としています。

250 <第 68 条>
引渡前の解除の効力 22 7 68 1

「出来高部分」について、『出来高部分(倒壊部分、調達済みの資材、および設計図書が出来高部分を含む。以下同じ。)』と変更させていただきたいと思えます。

原案のとおりとします。大学が事業者より買い受ける(引渡しを受ける)のは、あくまでも出来高部分であり、ご質問の趣旨と考えられる事項は、事業契約書(案)第 70 条第 4 項、第 5 項、第 6 項の規定によるものと考えます。

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -		
		引渡前の解除の効力								業者に対して支払う」とありますが、事業者に帰責のない場合なので、遅くとも入札説明書 P 33 別紙 2(1)2)アに定められる支払予定日までに支払われることとしていただけないでしょうか。	に、「支払日までの利息を付し、一括又は分割払いにより事業者に対して支払う。」を「支払日までの利息を付し、一括又は本契約の解除前の支払スケジュールに従って支払うものとする。」に変更します。
255		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	5				「分割払い」となる場合、適用される金利はどのようになりそうですでしょうか。	支払日までの利息に適用する金利は、市中金利を参考にし、大学と事業者で協議して決めるものとします。
256		<第 68 条> 引渡前の解除の効力	22	7	68	6				「第 1 項の規定に関わらず、」とありますが、「第 1 項及び第 2 項」ではないでしょうか。	事業契約書(案)第 68 条第 2 項は、大学による出来高部分の買い受けを義務付けているものでないことから、同条第 6 項は原案のとおりとします。
257		<第 69 条> 引渡後の解除の効力	23	7	69	4				「引継ぎ」に要する費用は、事業契約書(案)第 70 条第 4 項の損害に含まれると考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
258		<第 70 条> 違約金等	23	7	70	1	2			引渡後の解除における違約金について、「100 分の 20」を「100 分の 10」に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

大学の債務不履行(65 条 2 項)
や大学による任意解除(66 条)

259 <第 70 条>
違約金等 23 7 70 4

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答	
		一般書類 契約書類	頁 頁	章	1 条	(1) 項	(1) 号	ア -	a -			
		関係書類の 引渡し等				3					る書類の中に第三者の著作物が存在する場合、大学が自由に書類を使用することはできないこともありますので別途協議とさせていただきたいと思えます。	契約書(案)第72条第2項に規定する使用ができるよう、同条第3項に従い、事業者は必要な措置をとってください。
262		<第79条> 協議及び追加費用の負担	26	10	79	1					「追加費用の負担について協議しなければならない。」とありますが、負担の割合に関しては、事業契約書(案)別紙9に従うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
263		<第82条> 公租公課の負担	26	11	82						「消費税相当額」とありますが、『消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税)及び地方消費税相当額(地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税)』と変更してください。	原案のとおりとします。なお「消費税」の定義は、事業契約書(案)第1条第1項第15号で行っています。
264		<第84条> 関係者協議会	27	11	84	1					「関係者協議会を設置」とありますが、開催頻度はどの程度でしょうか。	関係者協議会の開催は、大学と事業者の協議により決めるものとなりますが、東京大学の先行PFI事業においてはおおむね2回/年の頻度で開催しています。
265		<第85条> 財務書類の提出	27	11	85						「監査報告」とありますが、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。財務書類のご説明を行うことでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

「本件事業に関して知り得た相手方の秘密」とありますが、秘

266 <第86条>
秘密保持 27 11 86

密 本 件 歯 交 V 狃 橋 U 費 そ 涌 た é 舊

番号	書類	質問項目・記載位置		
	一般書類	頁 1 (1) 1) 7		
	契約書類	頁 章 条 項 号 - -		

番号	書類	質問項目・記載位置								質問内容	回答
		一般書類 契約書類	頁 頁	1 章	(1) 条	(1) 項	7 号	-	-		